

大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例案

大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表第1有料廃棄物埋立護岸の項中「1,080円」を「1,620円」に改める。

別表第5中臨港道路及び橋梁の項を次のように改める。

臨港道路及び 橋梁	1 電柱並びにその支柱及び支線柱	
	第1種電柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	3,300円
	第2種電柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	5,100円
	第3種電柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	6,900円
	2 電話柱並びにその支柱及び支線柱	
	第1種電話柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	3,000円
	第2種電話柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	4,800円
	第3種電話柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	6,500円
	3 前2号に掲げるもの以外の柱類	
	1本につき 1年	130円
	4 変圧塔、送電塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	
	1個につき 1年	5,900円
	5 線類による占用	

	上空に設けられるもの	
	1メートルまでごとに　1年	20円
	地下に設けられるもの	
	1メートルまでごとに　1年	10円
6	変圧器	
	路上に設けられるもの	
	1個につき　1年	2,900円
	地下に設けられるもの	
	1平方メートルまでごとに　1年	1,800円
7	郵便差出箱及び信書便差出箱	
	1個につき　1年	2,500円
8	広告塔その他これに類するもの	
	1平方メートルまでごとに　1年	2,600円
9	ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの	
	外径が0.07メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに　1年	120円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに　1年	180円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに　1年	270円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに　1年	360円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに　1年	530円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	

	1 メートルまでごとに 1年	710円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	
	1 メートルまでごとに 1年	1,200円
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの	
	1 メートルまでごとに 1年	1,800円
	外径が1 メートル以上のもの	
	1 メートルまでごとに 1年	3,600円
10	マンホール、洞道その他これらに類するもの	
	1 平方メートルまでごとに 1年	1,800円
11	鉄道、軌道その他これらに類するもの	
	1 平方メートルまでごとに 1年	2,600円
12	日除けその他これに類するもの	
	1 平方メートルまでごとに 1年	970円
13	上空の通路その他これに類するもの	
	1 平方メートルまでごとに 1年	3,300円
14	地下の通路その他これに類するもの	
	1 平方メートルまでごとに 1年	2,000円
15	看板	
	突出看板	
	表示面積 1 平方メートルまでごとに 1年	3,770円
	その他のもの	
	表示面積 1 平方メートルまでごとに 1年	6,600円
16	標識	
	1 本につき 1年	4,800円
17	太陽光発電設備及び風力発電設備	

	1 平方メートルまでごとに 1年	2,600円
18 工事用板囲、工事用材料	1 平方メートルまでごとに 1月	660円
19 前各号に掲げるもののほか、港湾の利用の効率化を図るもの	1 平方メートルまでごとに 1月	近傍類似の土地の時価に1,000分の5を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

2 この条例による改正後の大阪市港湾施設条例（以下「改正後の条例」という。）

別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第5の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

有料廃棄物埋立護岸に係る使用料並びに臨港道路及び橋梁に係る占用料を改定するとともに、変圧器に係る臨港道路及び橋梁の占用料を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市港湾施設条例（抄）

別表第1（第17条関係）

省 略	省	略
有料廃棄物	専用使用料	廃棄物1トンまでごとに <u>1,080円</u> 1,620円
埋立護岸		

備考 省 略

別表第5（第17条関係）

臨港道路及 び橋 梁	1 電柱並びにその支柱及び支線柱	
	第1種電柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	<u>3,500円</u> 3,300円
	第2種電柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	<u>5,400円</u> 5,100円
	第3種電柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	<u>7,300円</u> 6,900円
	2 電話柱並びにその支柱及び支線柱	
	第1種電話柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	<u>3,100円</u> 3,000円
	第2種電話柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	<u>5,000円</u> 4,800円
	第3種電話柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	<u>6,900円</u> 6,500円
	3 前2号に掲げるもの以外の柱類	
	1本につき 1年	<u>140円</u> 130円

4	変圧塔、送電塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	
	1個につき 1年	6,300円 5,900円
5	省 略	
6	変圧器	
	路上に設けられるもの	
	1個につき 1年	2,900円
	地下に設けられるもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	1,800円
6	郵便差出箱及び信書便差出箱	
7	1個につき 1年	2,600円 2,500円
7	広告塔その他これに類するもの	
8	1平方メートルまでごとに 1年	2,800円 2,600円
8	ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの	
	外径が0.07メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	130円 120円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	190円 180円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	280円 270円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	380円 360円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	560円 530円

	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>750円</u> 710円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>1,300円</u> 1,200円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>1,900円</u> 1,800円
	外径が1メートル以上のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>3,800円</u> 3,600円
<u>9</u> <u>10</u>	マンホール、洞道その他これらに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>1,900円</u> 1,800円
<u>10</u> <u>11</u>	鉄道、軌道その他これらに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>2,800円</u> 2,600円
<u>11</u> <u>12</u>	省 略	
<u>12</u> <u>13</u>	上空の通路その他これに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>3,100円</u> 3,300円
<u>13</u> <u>14</u>	地下の通路その他これに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>1,900円</u> 2,000円
<u>14</u> <u>15</u>	看板	
	省	略
	その他のもの	

	表示面積 1 平方メートルまでごとに 1 年	<u>6,300円</u> 6,600円
<u>15</u> 標識		
<u>16</u>		
	1 本につき 1 年	<u>5,000円</u> 4,800円
<u>16</u> 太陽光発電設備及び風力発電設備		
<u>17</u>		
	1 平方メートルまでごとに 1 年	<u>2,800円</u> 2,600円
<u>17</u> 工事用板囲、工事用材料		
<u>18</u>		
	1 平方メートルまでごとに 1 月	<u>630円</u> 660円
<u>18</u> 省 略		
<u>19</u>		
省 略	省	略

備考 省 略